

8 景觀

8. 1 景觀、圧迫感

8 景観

8. 1 景観、圧迫感

計画地及びその周辺における地域景観の特性等を把握し、事業の実施による主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度並びに圧迫感の変化の程度について予測及び評価した。

(1) 現況調査

ア 調査項目

事業の実施による主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度並びに圧迫感の変化の程度について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査した。

- (ア) 地域景観の特性
- (イ) 代表的な眺望地点※からの景観
- (ウ) 圧迫感の状況
- (エ) 土地利用の状況
- (オ) 関係法令等による基準等

イ 調査地域及び調査地点

- (ア) 地域景観の特性
計画地及びその周辺とした。

- (イ) 代表的な眺望地点からの景観

【既存資料調査】

計画地及びその周辺とした。

【現地調査】

計画地周辺の道路整備状況、中・高層建物等の分布・密集状況、景観資源の分布状況等を勘案し、不特定多数の人間が滞留しやすいと考えられる地点として、図 9.8.1-1 に示す 9 地点（L1～9）とした。

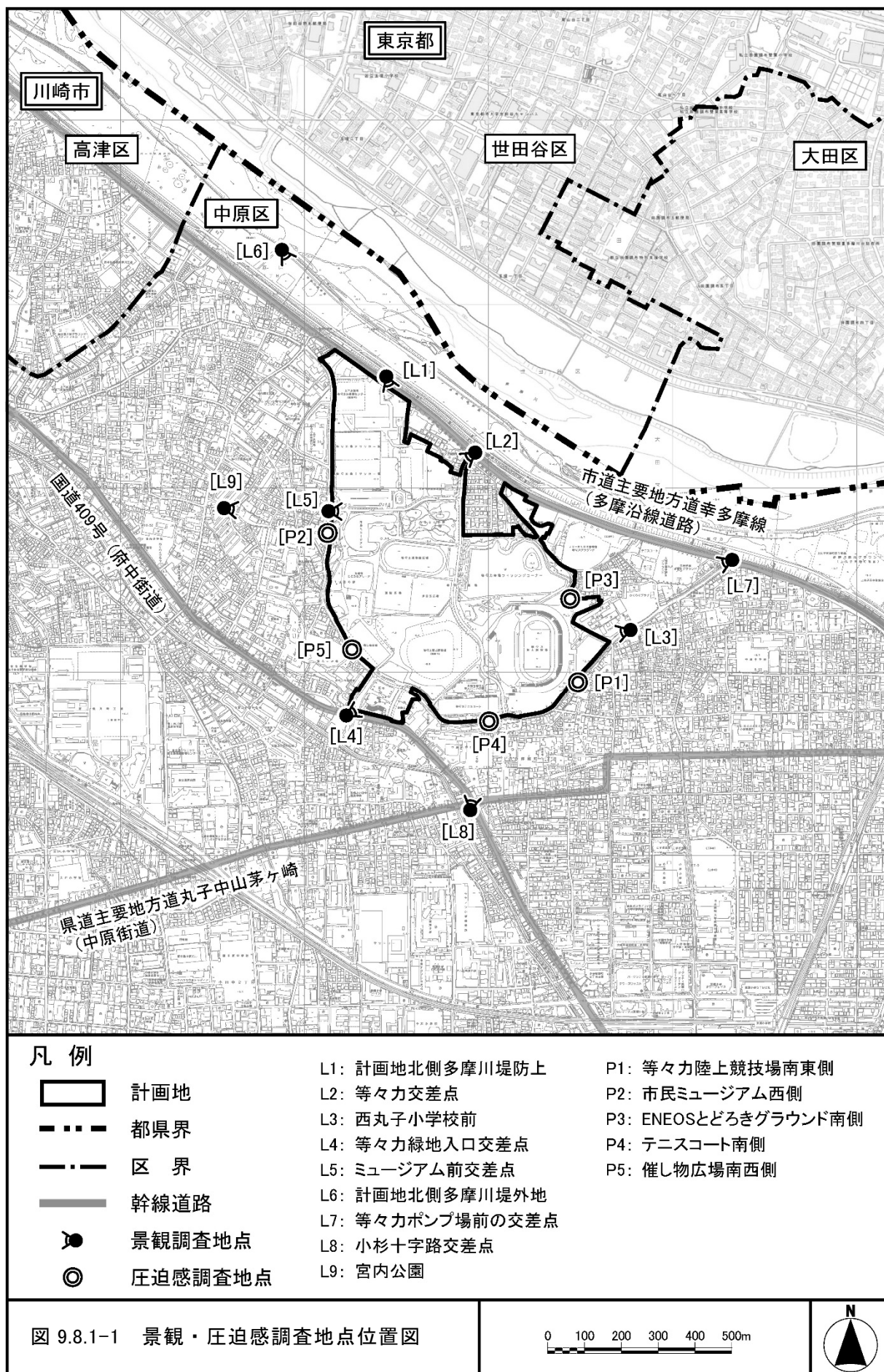
- (ウ) 圧迫感の状況

事業計画及び計画地周辺の道路整備状況や中・高層建物等の分布・密集状況を勘案し、図 9.8.1-1 に示す 5 地点（P1～5）とした。

- (エ) 土地利用の状況

計画地及びその周辺とした。

※：代表的な眺望地点とは、事業計画地あるいは計画建築物が容易に見渡せると予想される場所、眺望が良い場所、不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所等の地点をいう（「川崎市環境影響評価等技術指針」（令和 3(2021)年 3 月改訂、川崎市））。



イ 調査期間・調査時期

(ア) 代表的な眺望地点からの景観

令和5年9月1日(金)

(イ) 圧迫感の状況

令和6年5月15日(水)

ウ 調査方法

(ア) 地域景観の特性

「景観資源図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺における主要な景観構成要素及び地域景観の特性を把握した。

(イ) 代表的な眺望地点からの景観

【既存資料調査】

「景観資源図」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺における代表的な眺望地点を把握した。

【現地調査】

現地踏査により代表的な眺望地点から写真撮影を行った。

景観写真の撮影条件は、表9.8.1-1に示すとおりである。

表 9.8.1-1 景観写真の撮影条件

地 点 項 目	L1	L2	L3	L4	L5
使用カメラ	Nikon D780				
使用レンズ、焦点距離	AF-S NIKKOR 28mmf/1.8G				
シャッター速度（秒）	1/200~250	1/200	1/200~320	1/200~250	1/125~200
絞り（F）	f/8	f/8	f/8	f/8	f/8
計画地敷地境界 までの距離	約 10m	約 20m	約 70m	約 10m	約 15m
水平角	65°				
撮影高さ	地盤+1.5m (T.P.13.8m)	地盤+1.5m (T.P.13.7m)	地盤+1.5m (T.P.11.4m)	地盤+1.5m (T.P.11.2m)	地盤+1.5m (T.P.10.4m)
地 点 項 目	L6	L7	L8	L9	
使用カメラ	Nikon D780				
使用レンズ、焦点距離	AF-S NIKKOR 28mmf/1.8G				
シャッター速度（秒）	1/320	1/320	1/500	1/200	
絞り（F）	f/8	f/8	f/8	f/8	
計画地敷地境界 までの距離	約 310m	約 380m	約 250m	約 290m	
水平角	65°				
撮影高さ	地盤+1.5m (T.P.8.3m)	地盤+1.5m (T.P.13.1m)	地盤+1.5m (T.P.10.6m)	地盤+1.5m (T.P.11.5m)	

(ウ) 圧迫感の状況

天空写真を撮影し、形態率を算定した。

なお、天空写真の撮影条件は、表 9.8.1-2 に示すとおりである。

表 9.8.1-2 天空写真の撮影条件

項 目 \ 地 点	P1	P2	P3	P4	P5
使用カメラ	Nikon D780				
使用レンズ	NIKKOR Fisheye 8mm				
シャッター速度 (秒)	1/250	1/250	1/125	1/250	1/250
絞り (F)	f/8	f/8	f/8	f/8	f/8
水平角	360°				
撮影高さ	地盤+1.5m				

(エ) 土地利用の状況

「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握した。

(オ) 関係法令等による基準等

以下の関係法令等の内容を整理した。

- ・「景観法」
- ・「川崎市都市景観条例」
- ・「川崎市風致地区条例」
- ・「川崎市景観計画」
- ・「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準

エ 調査結果

(ア) 地域景観の特性

計画地である等々力緑地には、サッカー場や野球場、陸上競技場、アリーナ等のスポーツ施設のほか、「ふるさとの森」や「21 世紀の森」、「四季園」等の緑地や「等々力運動広場」等の開けた空間、「釣池」が現存している。

計画地周辺は、住宅用地、集合住宅用地が広く分布しており、北側には「等々力岸辺の散策路」、南側には「二ヶ領用水散策こみち」がある。

主要な景観構成要素としては、低層及び高層の建物、緑地、河川、広場等の開けた空間、釣池等となっており、市街地の中にまとまった緑がみられる景観を呈している。

また、景観資源として、計画地内では、等々力緑地（公園）、トーマス転炉（文化的遺産）、市民ミュージアム（文化的施設）、計画地周辺では、多摩川緑地（公園）、小杉神社のケヤキ（まちの樹）、多摩川遊歩道（散歩道）、常楽寺（文化財等）、春日神社（文化財等）、泉澤寺（文化財等）、安藤家長屋門（文化財等）等が位置付けられている。

(イ) 代表的な眺望地点からの景観

各代表的な眺望地点において撮影した景観の状況は写真 9.8.1-1～9 上段(p.9.8.1-11～19 参照)に、各調査地点の景観の特徴は、表 9.8.1-3 に示すとおりである。

表 9.8.1-3 景観の特徴

調査地点		景観の特徴
近 景 域	L1 計画地北側多摩川堤防上 (計画地の北北西側からの眺望) ・写真 9.8.1-1 参照	計画地の北北西側約 10mに位置する多摩川堤防上から南を望む景観である。現在、計画地内では下水処理施設整備※の工事が実施されており、手前には本工事の工事現場が見えている。工事現場の奥には市民ミュージアム、ふるさとの森等の樹木、サッカーコートのフェンスを視認できる。(p.9.8.1-11 参照)
	L2 等々力交差点 (計画地の北側からの眺望) ・写真 9.8.1-2 参照	計画地の北側約 20mに位置する等々力交差点から南を望む景観である。道路沿いの建物や樹木の背後に市民ミュージアムと武蔵中原駅周辺の高層建物が視認できる。(p.9.8.1-12 参照)
	L3 西丸子小学校前 (計画地の東南東側からの眺望) ・写真 9.8.1-3 参照	計画地の東南東側約 70m に位置する西丸子小学校前の歩道から西を望む景観である。手前には西丸子小学校の校舎や計画地内の樹木が見えるほか、背後には等々力陸上競技場がわずかに視認できる。(p.9.8.1-13 参照)
	L4 等々力緑地入口交差点 (計画地の南西側からの眺望) ・写真 9.8.1-4 参照	計画地の南西側約 10mに位置する等々力緑地入口交差点から北を望む景観である。等々力緑地入口広場の植栽樹木の背後に等々力陸上競技場や等々力球場がわずかに視認できる。(p.9.8.1-14 参照)
	L5 ミュージアム前交差点 (計画地の西側からの眺望) ・写真 9.8.1-5 参照	計画地の西側約 15mに位置するミュージアム前交差点から東を望む景観である。道路沿いの樹木が視野の大部分を占めており、計画地の遠方は視認できない。(p.9.8.1-15 参照)
中 景 域	L6 計画地北側多摩川堤外地 (計画地の北北西側からの眺望) ・写真 9.8.1-6 参照	計画地の北北西側約 310mに位置する多摩川堤外地から南東を望む景観である。手前には、景観資源に位置づけられている多摩川緑地が視認できる。堤防の背後には多摩沿線道路沿いの建物や計画地内の樹木が眺望でき、さらにその背後に武蔵小杉駅周辺の超高層建物が視認できる。(p.9.8.1-16 参照)
	L7 等々力ポンプ場前の交差点 (計画地の東側からの眺望) ・写真 9.8.1-7 参照	計画地の東側約 380mに位置する等々力ポンプ場前の交差点から南西を望む景観である。道路沿いの建物や樹木を視認できるが、計画地は視認できない。(p.9.8.1-17 参照)
	L8 小杉十字路交差点 (計画地の南側からの眺望) ・写真 9.8.1-8 参照	計画地の南側約 250mに位置する小杉十字路交差点から北を望む景観である。道路沿いの建物等を視認できるが、計画地は視認できない。(p.9.8.1-18 参照)
	L9 宮内公園 (計画地の西側からの眺望) ・写真 9.8.1-9 参照	計画地の西側約 290mに位置する宮内公園から東を望む景観である。道路沿いの建物等を視認できるが、計画地は視認できない。(p.9.8.1-19 参照)

※：下水処理施設整備は、川崎市上下水道局による事業であり、本事業とは別事業である。

(ウ) 圧迫感の状況

各地点において撮影した天空写真の状況は、写真 9.8.1-10～14 上段 (p.9.8.1-22～26 参照) に、圧迫感の状況は、表 9.8.1-4 に示すとおりである。

現況の形態率は、地点 P1 が約 13.8%、地点 P2 が約 20.8%、地点 P3 が約 4.1%、地点 P4 が約 18.3%、地点 P5 が約 3.4%である。

表 9.8.1-4 圧迫感の状況 (形態率)

調査地点		形態率※
P1	等々力陸上競技場南東側 (本事業において整備予定の球技専用スタジアム付近) ・写真 9.8.1-10 参照	約 13.8%
P2	市民ミュージアム西側 (本事業において整備予定の(新)とどろきアリーナ・スポーツセンター付近) ・写真 9.8.1-11 参照	約 20.8%
P3	ENEOS とどろきグラウンド南側 (本事業において整備予定の球技専用スタジアム付近) ・写真 9.8.1-12 参照	約 4.1%
P4	テニスコート南側 (本事業において整備予定の駐車場付近) ・写真 9.8.1-13 参照	約 18.3%
P5	催し物広場南西側 (本事業において整備予定の駐車場付近) ・写真 9.8.1-14 参照	約 3.4%

※：形態率の算定にあたっては、既存の樹木及び架空線を考慮していない。

(エ) 土地利用の状況

計画地及びその周辺の土地利用の状況は、「第 7 章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性 1 計画地及びその周辺地域の概況 (6)土地利用状況 イ 土地利用の状況」 (p.7-21、23～26 参照) に示したとおりである。

(オ) 関係法令等による基準等

a 景観法 (平成 16 年 6 月 18 日、法律第 110 号)

本法律では、良好な景観の形成に関する基本理念が定められており、国、地方公共団体、事業者及び住民の責務が示されている。

また、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区などにおける行為の規制、景観重要公共施設の整備、景観協定の締結、景観整備機構による良好な景観の形成に関する事業等の支援などについて定められている。

b 川崎市都市景観条例（平成 6 年 12 月 26 日、条例第 38 号）

本条例は、「市と市民の協働による魅力ある川崎らしさの発見と創造」を基本理念に制定されている。

平成 16 年 6 月に景観法が制定されたことを受け、景観法に基づく事項、その他都市景観の形成に関して必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が協力して、親しみと愛着を感じ、誇りを持てる優れた都市景観を形成すること、また、次代に誇れる魅力ある川崎らしさの発見と創造を行うことにより、快適な都市環境の実現と市民文化の向上に資することを目的として改正されている。

本条例には、景観法に基づく届出が必要な行為が定められており、見付高さが高度地区における高さの最高限度または 31m を超える建築物の建築等または見付の壁面の長さが 70m を超える建築物の建築等、あるいは見付高さが高度地区における高さの最高限度または 31m を超える工作物の建設等、その他市長が都市景観の形成に大きな影響を与えると認める行為などが届出の対象とされている。さらに、一定規模を超える建築物等については、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出に先立ち事前協議の手続が義務づけられている。本事業は、景観法に基づく届出及び事前協議が必要な行為に該当する。

c 川崎市風致地区条例（昭和 46 年 12 月 24 日、条例第 78 号）

本条例は、都市計画法の規定に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為について必要な規制を行ない、もって都市の風致を維持することを目的としている。

等々力緑地は、多摩川風致地区に位置しており、本事業は、条例第 4 条 1 項の都市公園若しくはその施設の設置に係る行為に該当する。

d 川崎市景観計画（平成 30 年 12 月、川崎市）

本計画では、良好な景観の形成、創出又は保全を図るため、景観法第 8 条の規定に基づき定める法定計画であり、区域、景観形成方針、規制基準、景観重要建築物・樹木の指定方針等について定められている。

主に地形の特性からつくり出される、広く緩やかな景観のまとまりを「景観ゾーン」として位置づけている。景観ゾーンは、市内全域を「丘陵部ゾーン」「平野部ゾーン」「臨海部ゾーン」に区分し、それぞれの景観ゾーンの特徴を活かしながら、緩やかに良好な景観の形成を図るよう基礎的な景観形成方針を定めている。

計画地は「平野部ゾーン」に属し、「働く場と生活の場の調和のとれた景観」等をめざすとともに、外観に使用する色彩については、「色彩基準」に基づき計画するものとする。また、等々力緑地は景観重要公共施設に該当しており、整備等に関する事項が定められている。

e 「地域環境管理計画」（令和 3 年 3 月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、景観の地域別環境保全水準として「周辺環境と調和を保つこと。又は、魅力ある都市景観の形成を図ること。」、圧迫感の地域別環境保全水準として「生活環境の保全に支障がないこと。」と定めている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準に基づき、景観の変化に係る影響に関しては「周辺環境と調和を保つこと。」、圧迫感の変化に係る影響に関しては「生活環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

(3) 予測・評価

予測・評価項目は、表 9.8.1-5 に示すとおりである。

表 9.8.1-5 予測・評価項目

区分	予測・評価項目
供用時	主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度
	代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度
	圧迫感の変化の程度

ア 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

(ア) 予測地域及び予測地点

a 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度
計画地を含めた周辺地域とした。

b 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度
図 9.8.1-1 (p.9.8.1-2 参照) に示す景観調査地点 (9 地点) とした。

(イ) 予測時期

工事完了後とした。

(ウ) 予測方法

a 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度
事業実施に伴う土地の改変や計画建物の存在により地域の主要な景観構成要素と地域景観の特性の変化について、現況写真と完成予想図との比較等により、定性的に予測した。

b 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度
現況調査写真に完成予想図を合成してフォトモンタージュを作成し、現況調査写真からの変化の程度や計画建物の見え方を踏まえ、現況からの変化の程度を定性的に予測した。

(エ) 予測条件

a 計画建物

計画建物は、「第 1 章 指定開発行為の概要 5 指定開発行為の内容 (3)建築計画等」(p.33～55 参照)に示した内容をモデル化した。なお、計画建物の外壁等の色彩、素材や意匠について詳細が決定していないため、現在想定しているプランに基づき作成した。

b 植栽等

植栽等は、「第 1 章 指定開発行為の概要 5 指定開発行為の内容 (4)緑化計画」(p.56～59 参照)に示した内容をモデル化した。なお、植栽の配置等は詳細が決定していないため、現在想定しているプランに基づき作成した。

(オ) 予測結果

a 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度

計画地である等々力緑地には、サッカー場や野球場、陸上競技場、アリーナ等のスポーツ施設のほか、「ふるさとの森」や「21 世紀の森」、「四季園」等の緑地や「運動広場」等の開けた空間、「釣池」が現存している。主要な景観構成要素としては、低層及び高層の建物、緑地、河川、広場等の開けた空間、釣池等となっており、市街地の中にまとまった緑がみられる景観を呈している。

計画地の再編整備にあたっては、計画地内のまとまった緑地と水辺は、可能な限り現位置で保全し、計画地外周部の緑を可能な限り充実することで、周辺緑地との緑の連続性や地域景観との調和に配慮した植栽を施す計画としていることから、主要な景観要素の改変はなく、地域景観の特性の変化はないと予測する。

b 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

本事業の実施による代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、表 9.8.1-6 及び写真 9.8.1-1～9 に示すとおりである。

代表的な眺望地点からの眺望は、予測地点 L1,3,4,5 (近景域)では、計画建物の出現や新たな景観が形成されることによって眺望は変化すると予測する。予測地点 L2 (近景域)及び予測地点 L6,7 (中景域)では、計画建物の大部分が道路沿いの建物や樹木によって遮られ、視認できるものは現況とほとんど変わらない。また、スカイラインもほとんど変わらないことから、眺望の変化は小さいと予測する。また、予測地点 L8,9 (中景域)では、計画地を視認することはできないことから、眺望の変化はないものと予測する。

表 9.8.1-6 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

予測地点			眺望の変化の程度
近景域	L1	計画地北側多摩川堤防上 (計画地の北北西側からの眺望) ・写真 9.8.1-1 参照	本地点からは、計画地北側の小規模な便益施設や運動広場・多目的広場を前景に、(新) とどろきアリーナ・スポーツセンターを視認することができる。なお、スカイラインはほとんど変わらない。 本事業とは別に実施している下水処理施設整備※の工事範囲が新たに等々力緑地として整備されることから、眺望が変化すると予測する。
	L2	等々力交差点 (計画地の北側からの眺望) ・写真 9.8.1-2 参照	本地点からは、(新) とどろきアリーナ・スポーツセンターの屋根がわずかに視認できる。 計画地や(新) とどろきアリーナ・スポーツセンターの大部分は、道路沿いの建物や樹木によって遮られ、視認できるものは現況とほとんど変わらない。また、スカイラインもほとんど変わらないことから、眺望の変化は小さいと予測する。
	L3	西丸子小学校前 (計画地の東南東側からの眺望) ・写真 9.8.1-3 参照	本地点からは、西丸子小学校の校舎や計画地内の樹木を前景に、球技専用スタジアムを視認することができる。 球技専用スタジアムが出現することにより、スカイラインが変化するため眺望が変化すると予測する。
	L4	等々力緑地入口交差点 (計画地の南西側からの眺望) ・写真 9.8.1-4 参照	本地点からは、正面広場の小規模な便益施設を視認することができる。なお、スカイラインはほとんど変わらない。 現況の広場に小規模な計画建物が出現することから、眺望が変化すると予測する。
	L5	ミュージアム前交差点 (計画地の西側からの眺望) ・写真 9.8.1-5 参照	本地点からは、(新) とどろきアリーナ・スポーツセンターのサブアリーナが視認できる。なお、スカイラインはほとんど変わらない。 (新) とどろきアリーナ・スポーツセンターのメインアリーナについては、道路沿いの樹木によって遮られるものの建物北側の外壁が視認できることから、眺望が変化すると予測する。
中景域	L6	計画地北側多摩川堤外地 (計画地の北北西側からの眺望) ・写真 9.8.1-6 参照	本地点からは、球技専用スタジアムの屋根がわずかに視認できる。計画地や球技専用スタジアムの大部分は、多摩沿線道路沿いの建物と計画地内の樹木によって遮られ、視認できるものは現況とほとんど変わらない。また、スカイラインもほとんど変わらないことから、眺望の変化は小さいと予測する。
	L7	等々力ポンプ場前の交差点 (計画地の東側からの眺望) ・写真 9.8.1-7 参照	本地点からは、球技専用スタジアムの上部が部分的に視認できる。計画地や球技専用スタジアムの大部分は、道路沿いの建物や樹木によって遮られ、視認できるものは現況とほとんど変わらない。また、スカイラインもほとんど変わらないことから、眺望の変化は小さいと予測する。
	L8	小杉十字路交差点 (計画地の南側からの眺望) ・写真 9.8.1-8 参照	本地点から計画地を視認することはできないことから、眺望の変化はないと予測する。
	L9	宮内公園 (計画地の西側からの眺望) ・写真 9.8.1-9 参照	本地点から計画地を視認することはできないことから、眺望の変化はないと予測する。

※：下水処理施設整備は、川崎市上下水道局による事業であり、本事業とは別事業である。

現 況



令和5年9月1日撮影

計 画



注) 計画建物及び植栽等は、現在想定しているプランに基づき作成したものであり、計画建物の外壁等の色彩や素材、意匠、植栽の配置等について詳細が決定していないため、川崎市との協議等を踏まえて変更する可能性がある。



写真9.8.1-1 代表的な眺望地点からの景観の変化
L1: 計画地北側多摩川堤防上

現 況



令和5年9月1日撮影

計 画



注)計画建物及び植栽等は、現在想定しているプランに基づき作成したものであり、計画建物の外壁等の色彩や素材、意匠、植栽の配置等について詳細が決定していないため、川崎市との協議等を踏まえて変更する可能性がある。



写真9.8.1-2 代表的な眺望地点からの景観の変化
L2: 等々力交差点

現 況



令和5年9月1日撮影

計 画



注)計画建物及び植栽等は、現在想定しているプランに基づき作成したものであり、計画建物の外壁等の色彩や素材、意匠、植栽の配置等について詳細が決定していないため、川崎市との協議等を踏まえて変更する可能性がある。



写真9.8.1-3 代表的な眺望地点からの景観の変化
L3: 西丸子小学校前

現 況



令和5年9月1日撮影

計 画



注)計画建物及び植栽等は、現在想定しているプランに基づき作成したものであり、計画建物の外壁等の色彩や素材、意匠、植栽の配置等について詳細が決定していないため、川崎市との協議等を踏まえて変更する可能性がある。



写真9.8.1-4 代表的な眺望地点からの景観の変化
L4:等々力緑地入口交差点

現 況



令和5年9月1日撮影

計 画



注)計画建物及び植栽等は、現在想定しているプランに基づき作成したものであり、計画建物の外壁等の色彩や素材、意匠、植栽の配置等について詳細が決定していないため、川崎市との協議等を踏まえて変更する可能性がある。



写真9.8.1-5 代表的な眺望地点からの景観の変化
L5:ミュージアム前交差点

現 況



令和5年9月1日撮影

計 画



注)計画建物及び植栽等は、現在想定しているプランに基づき作成したものであり、計画建物の外壁等の色彩や素材、意匠、植栽の配置等について詳細が決定していないため、川崎市との協議等を踏まえて変更する可能性がある。



写真9.8.1-6 代表的な眺望地点からの景観の変化
L6:計画地北側多摩川堤外地

現 況



令和5年9月1日撮影

計 画



注)計画建物及び植栽等は、現在想定しているプランに基づき作成したものであり、計画建物の外壁等の色彩や素材、意匠、植栽の配置等について詳細が決定していないため、川崎市との協議等を踏まえて変更する可能性がある。



写真9.8.1-7 代表的な眺望地点からの景観の変化
L7:等々力ポンプ場前の交差点

現 況



令和5年9月1日撮影

計 画



注) 本地点からは、計画建物を視認できない。



写真9.8.1-8 代表的な眺望地点からの景観の変化
L8:小杉十字路交差点

現 況



令和5年9月1日撮影

計 画



注)本地点からは、計画建物を視認できない。



写真9.8.1-9 代表的な眺望地点からの景観の変化
L9:宮内公園

(カ) 環境保全のための措置

周辺環境に及ぼす景観への影響低減の観点から、次のような措置を講ずる。

- ・計画建物については、川崎市景観計画を踏まえ、地域景観との調和に配慮した色彩やデザインとする。
- ・「ふるさとの森」、「21世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全する。
- ・計画地外周部の緑を可能な限り充実することで、まちの緑との連続性を確保する。
- ・周辺緑地との緑の連続性や地域景観との調和に配慮した植栽を施す。

(キ) 評価

計画地の再編整備にあたっては、計画地内のまとまった緑地と水辺は、可能な限り現位置で保全し、計画地外周部の緑を可能な限り充実することで、周辺緑地との緑の連続性や地域景観との調和に配慮した植栽を施す計画としていることから、主要な景観要素の改変はなく、地域景観の特性の変化はないと予測した。

代表的な眺望地点からの眺望は、予測地点 L1,3,4,5（近景域）では、計画建物の出現や新たな景観が形成されることによって眺望は変化すると予測した。予測地点 L2（近景域）及び予測地点 L6,7（中景域）では、計画建物の大部分が道路沿いの建物や樹木によって遮られ、視認できるものは現況とほとんど変わらない。また、スカイラインもほとんど変わらないことから、眺望の変化は小さいと予測した。また、予測地点 L8,9（中景域）では、計画地を視認することはできないことから、眺望の変化はないものと予測した。

本事業の実施にあたっては、川崎市景観計画を踏まえ、地域景観との調和に配慮した色彩やデザインとするなどの環境保全のための措置を講ずる。

以上のことから、景観については、周辺環境と調和が保たれると評価する。

イ 圧迫感の変化の程度

(ア) 予測地域及び予測地点

図 9.8.1-1 (p.9.8.1-2 参照) に示す圧迫感調査地点 (5 地点) とした。

(イ) 予測時期

工事完了後とした。

(ウ) 予測方法

現況天空写真に計画建物を射影させ、現況の形態率及び計画建物完成後の形態率を算定し、現況からの変化の程度を予測した。

(エ) 予測条件

建物及び植栽の設定は、「(3)予測・評価 ア 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 (エ)予測条件」 (p.9.8.1-9 参照) と同様とした。

(オ) 予測結果

本事業の実施に伴う圧迫感の変化の程度は、表 9.8.1-7 及び写真 9.8.1-10～14 に示すとおりである。

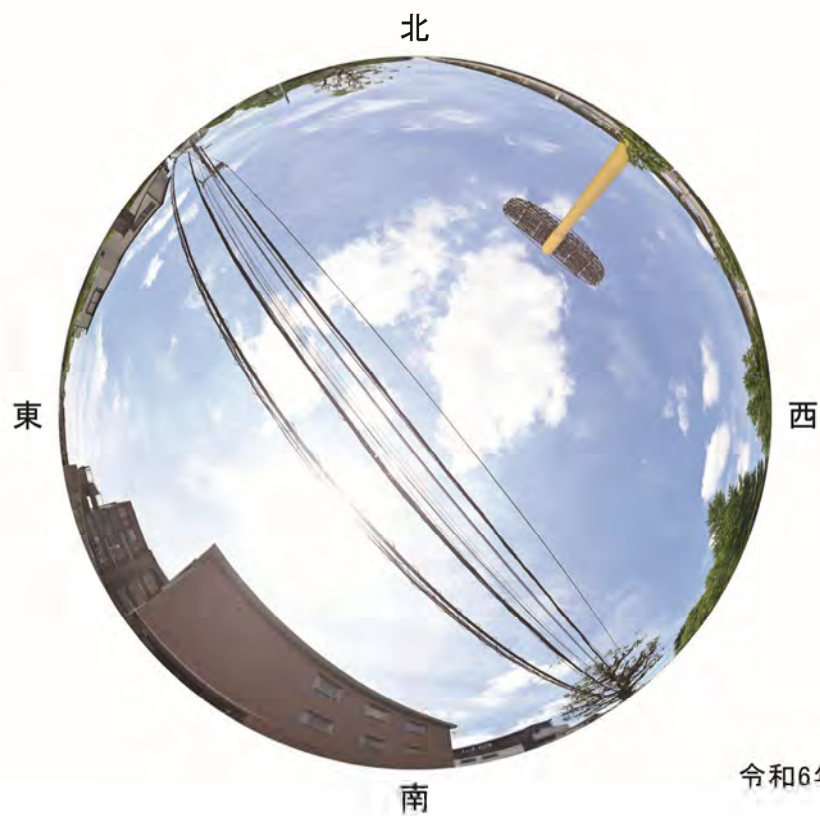
供用時の形態率は、地点 P1 が約 17.0%、P2 が約 21.0%、P3 が約 5.1%、P4 が約 18.4%、P5 が約 3.9%と予測する。いずれの予測地点ともに、計画建物が占める形態率の割合は半分以下であり、形態率の増加分は約 0.1～3.2 ポイントと現況の形態率からの変化量は少ないことから、本事業の実施による著しい圧迫感の変化はないものと予測する。

表 9.8.1-7 圧迫感の変化（形態率）

予測地点		形態率※				
		現況	供用時			形態率の 増減 (ポイント)
			計画建物	その他	計	
P1	等々力陸上競技場南東側（本事業において整備予定の球技専用スタジアム付近） ・写真 9.8.1-10 参照	約 13.8%	約 5.5%	約 11.5%	約 17.0%	約 3.2
P2	市民ミュージアム西側（本事業において整備予定の（新）とどろきアリーナ・スポーツセンター付近） ・写真 9.8.1-11 参照	約 20.8%	約 0.2%	約 20.8%	約 21.0%	約 0.2
P3	ENEOS とどろきグラウンド南側（本事業において整備予定の球技専用スタジアム付近） ・写真 9.8.1-12 参照	約 4.1%	約 2.0%	約 3.1%	約 5.1%	約 1.0
P4	テニスコート南側（本事業において整備予定の駐車場付近） ・写真 9.8.1-13 参照	約 18.3%	約 0.1%	約 18.3%	約 18.4%	約 0.1
P5	催し物広場南西側（本事業において整備予定の駐車場付近） ・写真 9.8.1-14 参照	約 3.4%	約 0.5%	約 3.4%	約 3.9%	約 0.4

※：形態率の算定にあたっては、既存の樹木及び本事業で植栽する樹木を考慮していない。

現 況



令和6年5月15日撮影

計 画

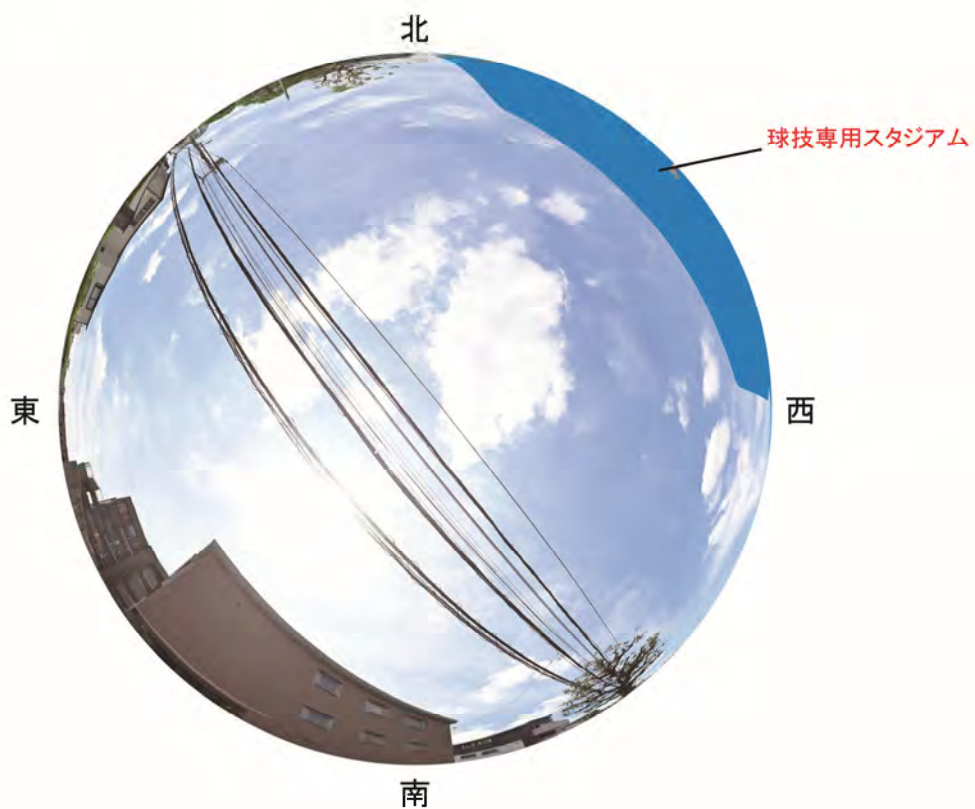
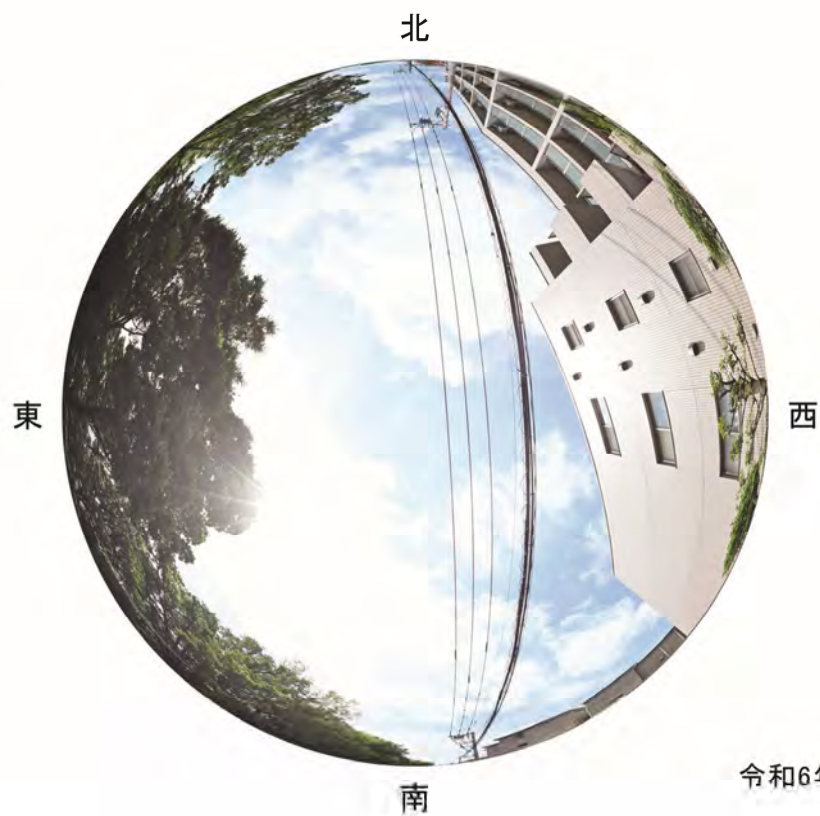


写真9.8.1-10 圧迫感の変化
P1: 等々力陸上競技場南東側

現 況



令和6年5月15日撮影

計 画

(新)とどろきアリーナ・
スポーツセンター

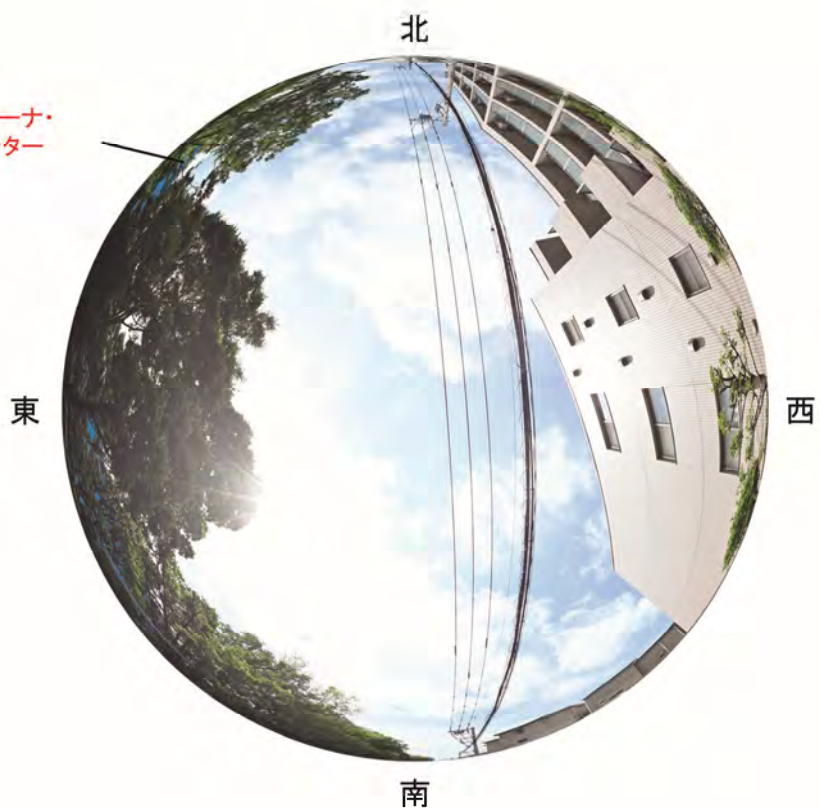
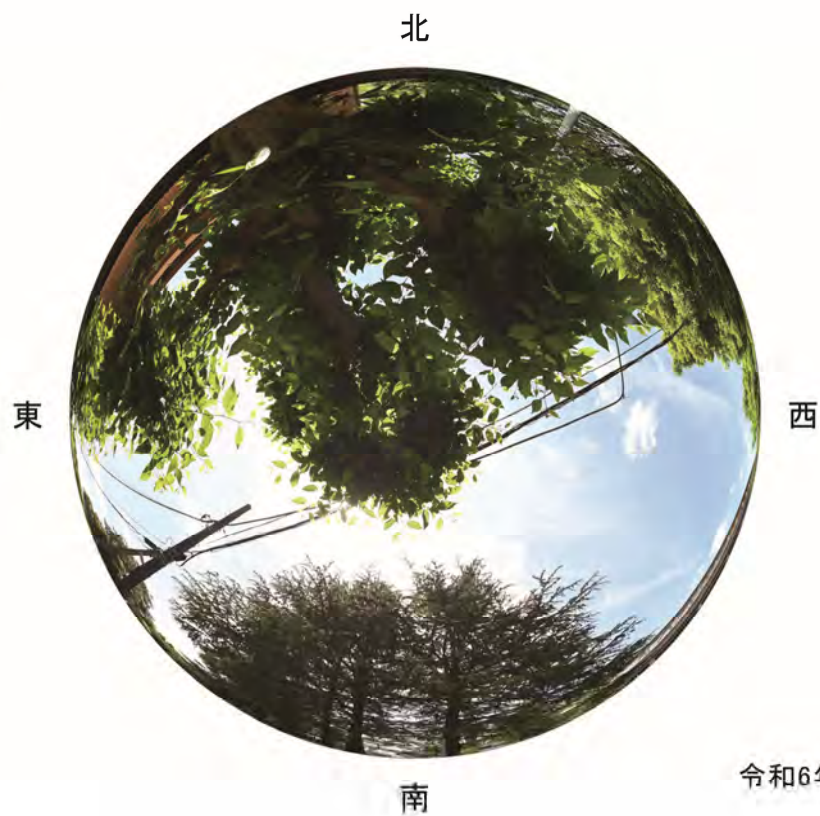


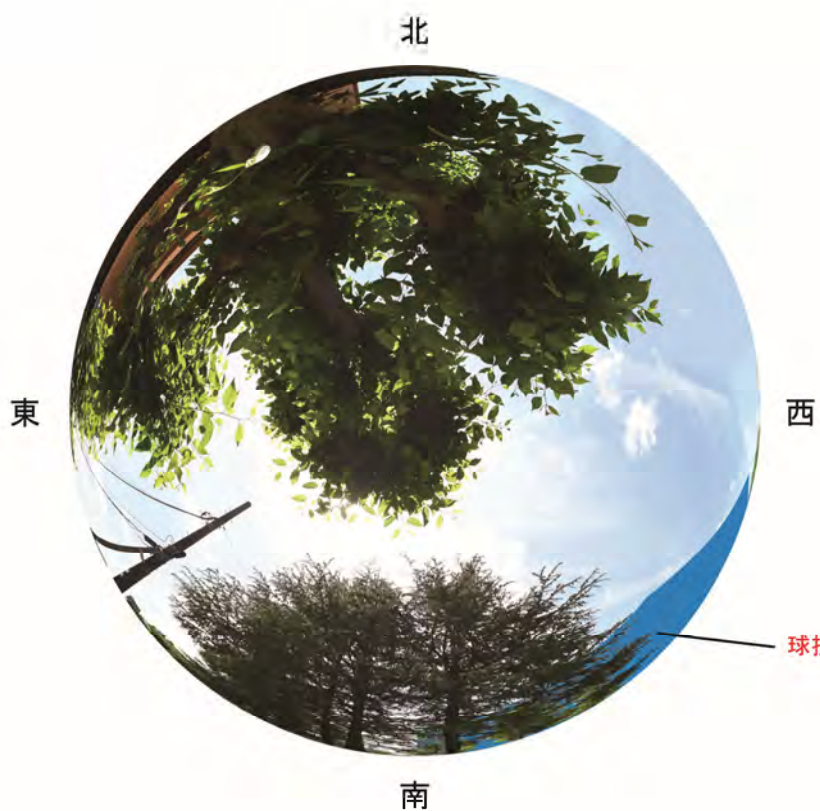
写真9.8.1-11 圧迫感の変化
P2:市民ミュージアム西側

現 況



令和6年5月15日撮影

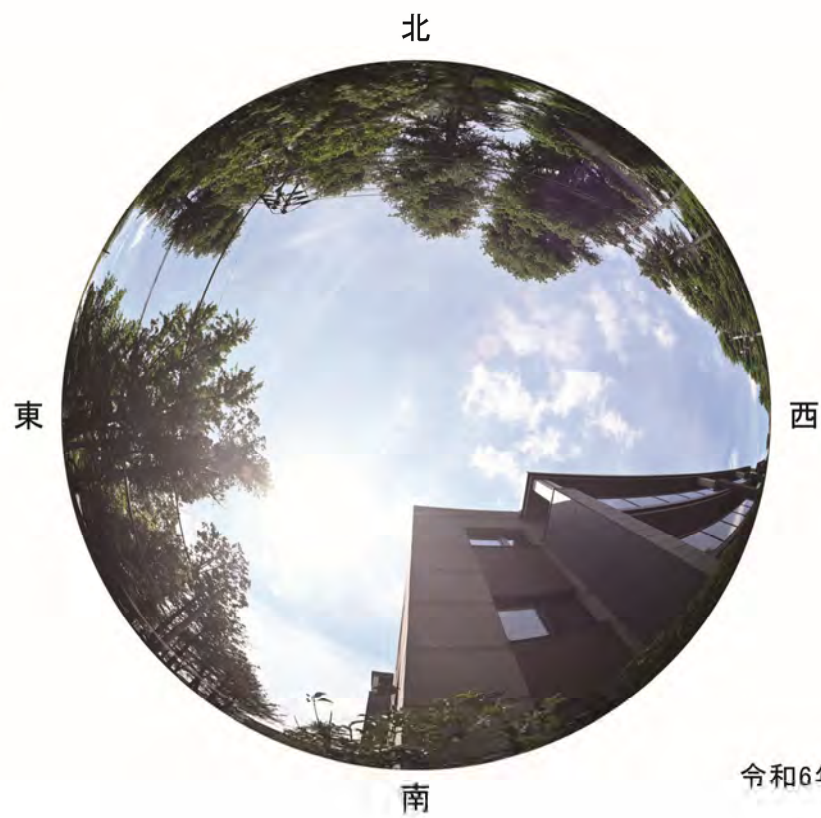
計 画



球技専用スタジアム

写真9.8.1-12 圧迫感の変化
P3:ENEOSとどろきグラウンド南側

現 況



令和6年5月15日撮影

計 画

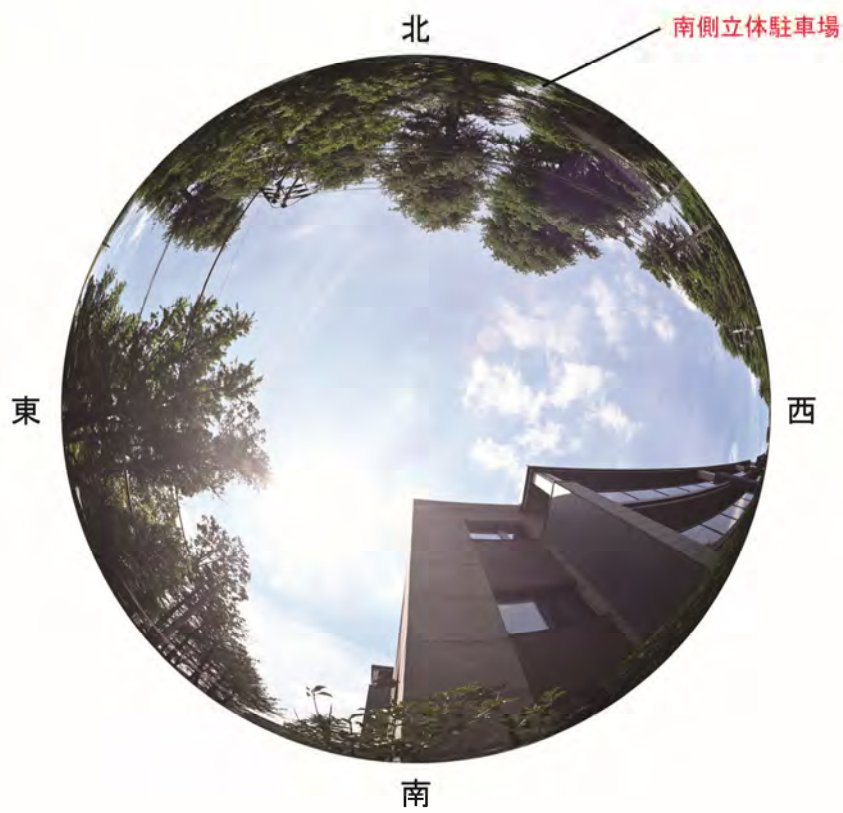
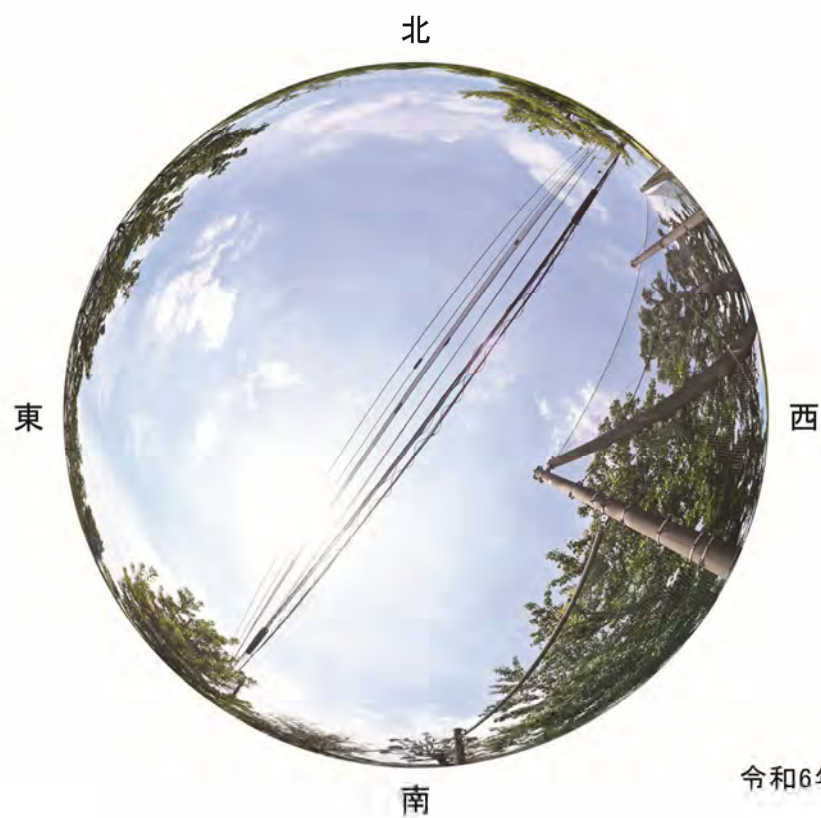


写真9.8.1-13 圧迫感の変化
P4: テニスコート南側

現 況



令和6年5月15日撮影

計 画

西側立体駐車場

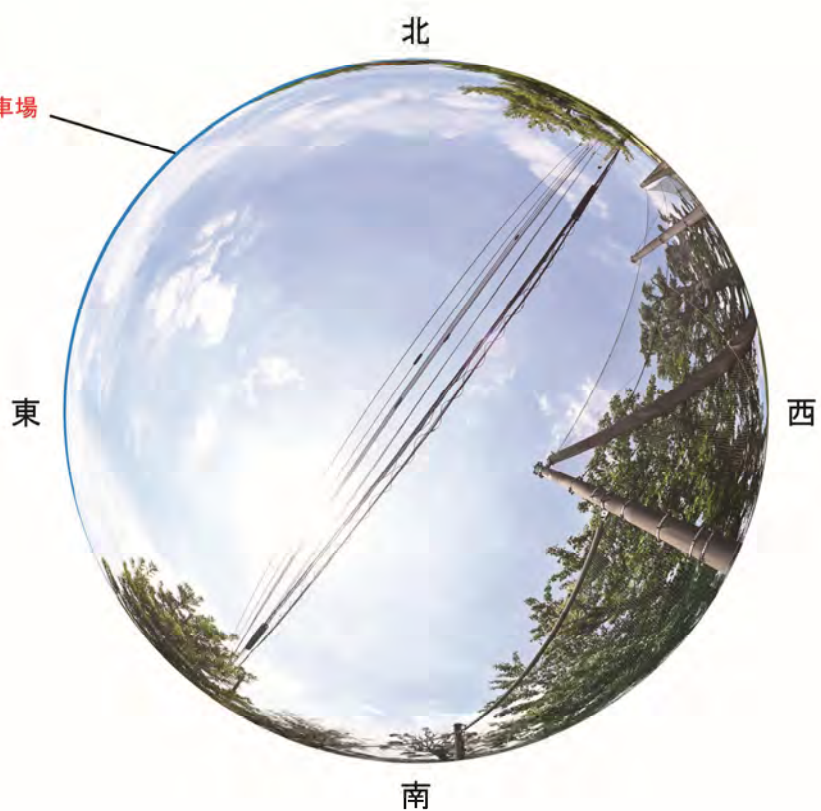


写真9.8.10-14 圧迫感の変化
P5: 催し物広場南西側

(カ) 環境保全のための措置

生活環境に及ぼす圧迫感の影響低減の観点から、次のような措置を講ずる。

- ・計画建物については、川崎市景観計画を踏まえ、地域景観との調和に配慮した色彩やデザインとする。
- ・計画建物外周部において、可能な範囲で樹木の植栽に努めることにより、計画建物による圧迫感の低減を図る。
- ・「ふるさとの森」、「21 世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全する。
- ・計画地外周部の緑を可能な限り充実することで、まちの緑との連続性を確保する。

(キ) 評価

供用時の形態率は、地点 P1 が約 17.0%、P2 が約 21.0%、P3 が約 5.1%、P4 が約 18.4%、P5 が約 3.9%と予測した。いずれの予測地点ともに、計画建物が占める形態率の割合は半分以下であり、形態率の増加分は約 0.1～3.2 ポイントと現況の形態率からの変化量は少ないことから、本事業の実施による著しい圧迫感の変化はないものと予測した。

本事業の実施にあたっては、計画建物については、川崎市景観計画を踏まえ、地域景観との調和に配慮した色彩やデザインとするなどの環境保全のための措置を講ずる。

以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。